

広島県告示第九百二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十年十一月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査を行った者の名称

三次市

二 調査を行った期間

平成十八年五月から平成二十年三月まで

三 成果の名称

三次市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

三次市東酒屋町の一部

五 認証年月日

平成二十年十一月十日